

【別表1】主要条件一覧表

	項目	本事業での設定
VCの応募条件	投資・支援機能	SUへの投資機能を有し、SUの事業化支援機能を有する法人であること
	拠点・スタッフ	日本国内においてSUの事業化等を支援する拠点を有し常駐スタッフを配置していること
	投資手段	投資手段としてファンドを活用する場合、ゼネラル・パートナー（GP）であること
	投資先の持株比率	県との協調投資先に対する持株比率が原則50%未満であること
	山梨県への貢献	山梨県の経済やスタートアップエコシステムの発展に協力・貢献すること
SUの応募条件	創業年数	創業5年以内（ただし、県内に事業所を有する場合はこの限りではない）
	県内事業所の有無	「県内に事業所を開設する」又は「山梨県で継続的に事業を実施する」（予定である）こと
	対象テーマ	次世代エネルギー、健康・医療、半導体、ロボット、次世代モビリティ、スマート農業、防災、その他県経済への波及効果が大きいと考えられる分野（事前に県に相談要）
	認定VCからの投資	第1回募集：認定VCから令和6年1月1日以降令和6年11月29日までに投資を受けていること 第2回募集：認定VCから令和6年4月1日以降令和7年2月28日までに投資を受けていること 第3回募集：認定VCから令和6年4月1日以降令和7年2月28日までに投資を受けていること

【別表1】主要条件一覧表

	項目	本事業での設定
CEの 契約条件	契約様式	J-KISSを使用する。契約書の文言については、J-KISSの原文のとおりとする
	CE購入額（出資額）	2千万円（第3回募集は1千万円）まで。ただし認定VCの投資額を上限とする
	転換条件	「1億円以上」の株式発行による資金調達
	転換価額	ディスカウントとキャップのいずれか低い額
	ディスカウント	20～30%の範囲でSU・認定VCと協議し確定する（ただし、認定VCがその他のディスカウント率で投資している場合には、その水準に応じて協議し確定する）
	キャップ	10億円の範囲内でSU・認定VCと協議し確定する（ただし、SUが県内事業所を有する場合には、その成長ステージに応じて協議し確定する）
	転換期限	18ヶ月。期日到来後の権利行使については適宜判断する（基本的には行使せず延長する）
	転換前のM&A発生時の対価	キャップによる転換価額で得られる株式を取得またはCE購入額の2倍の金額返金を受ける
	転換時の方針	転換条件達成時、県は保有する株式を早期にVC等へ売却する可能性有り